

ロボット等導入活用事業費補助金交付要領

第1 趣旨

ロボット等導入活用事業費補助金の交付については、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）並びにロボット等導入活用事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、本交付要領（以下「要領」という。）に定めるところによる。

第2 定義

(1) 要綱第2(1)に規定する「知事が別に定めるもの」とは、産業用ロボット、協働ロボット、搬送ロボット（AMR等）、配車管理AI、外観検査AI及びロボット作業機（無人トラクター）等のセンサー、知能・制御系、駆動系の3つの要素技術を有する知能化した機械システムその他、AI技術やIoT技術を活用した作業自動化に資するシステムをいう。

(2) 要綱第2(2)において規定する「知事が別に定めるもの」とは、ロボット等の導入を技術面、費用面、安全面など様々な側面から検証する事業及びロボット等活用に向けた人材育成事業をいう。

(3) 要綱第2(3)において規定する「知事が別に定めるもの」とは、要綱の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は補助対象者から除く。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者の範囲を超えるものをいう。以下同じ。）が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

エ 上記アからウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

(4) 要綱第2(4)イに規定する「直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上がアに規定する農林漁業者である団体であつて、知事が別に定めるもの」とは、農林漁業者、農薬メーカー、肥料メーカー、ICTベンダー、農機メーカー、農業協同組合、市町村、都道府県等により構成されている団体とする。

第3 「補助事業対象機器」及び「補助事業対象経費」

区 分	内 容
対象経費 (要綱第3(1)において規定する「知事が別に定めるもの」)	ア ロボット等本体のレンタル又はリース費用 実証実験に使用する機器のレンタル、リース費用 実証実験のために使用される機器の製作費 イ ロボット等の設置費用 機器の設置、設定、調整にかかる費用 設置工事費配線工事費、ネットワーク設定費など ウ システムインテグレーション費用 ロボット等システムのカスタマイズ費用 エ 周辺機器・設備の購入費 センサー、カメラ、照明、作業台などシステムに必要な周辺機器の費用

	ロボット等を稼働させる為に必要な周辺設備の購入費 オ 実証実験に必要な消耗品費用 実験材料、試作品、部品など カ 専門家へのコンサルティング費 ロボット等導入に関する専門家への相談費用 実証実験の計画、実施、評価に関するコンサルティング費用 キ ロボット等活用に向けた人材育成費用 ロボット等のティーチングにかかる指導費 ロボット等のシステムの運用・保守に関する研修費
--	---

備考 支援を受けようとする県内中小企業者及び農林漁業者等において、ロボット等の購入費及び調査事業に従事する者の人件費や汎用的な機器・事務用品は補助対象とならない。

- (2) 対象経費について、項目に応じて、複数の企業等に調査を委託することを妨げない。
- (3) 対象経費について、国、市町、他の県補助金又はこれらに準ずる団体等の補助金等の交付が行われている、若しくは交付が見込まれる場合には、その金額を補助対象経費から控除する。
- (4) ロボット等活用に向けた人材育成費用を対象経費とする場合は、事業内容説明書（様式第1）において、ロボット等導入活用事業終了後の当該ロボット等の導入計画を具体的に記載する。
- (5) 対象経費について、補助期間は交付決定の日から事業完了日までとする。

第4 交付の申請

- (1) 要綱第4(1)エに規定する「その他知事が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類とする。
 - ア 事業内容説明書（様式第1）
 - イ 契約書等の根拠書類
- (2) 要綱第5(2)に規定する期限は、ロボット等導入活用事業を行う年度の1月10日までとする。
- (3) 支援を受けようとする中小企業者が提出できる事業計画書は、1年度につき1者1件とする。

第5 変更の承認申請

要綱第6エに規定する「その他知事が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類とする。

- ア 変更事業内容説明書（様式第1）
- イ 契約書等の根拠書類

第6 実績報告

要綱第7(1)エに規定する「その他知事が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類とする。

- ア 調査結果報告書（様式第2）
- イ 契約書等の根拠書類

附 則

この要領は、令和7年度分の補助金から適用する。

様式第 1（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

事業内容説明書（変更事業内容説明書）

1 事業の具体的な内容

(1)実施の背景（現状と課題）
(2)実施目標（本事業で達成すべき内容）
(3)実施内容
(4)実施体制（自社内、委託先も含めて記載すること）
(5)実施スケジュール

2 ロボット等の導入イメージ

ロボット等を導入したい工程や作業について、導入イメージを図や文章により、現状と比較して記載すること。

導入前（現状）
導入後（導入イメージ）

※導入イメージを示した資料がある場合は、添付すること。

3 事業成果の活用等

(1)事業実施後のロボット等導入スケジュール
(2)成果の波及効果（生産性向上等）

4 これまでに受けたロボット等関連の、国、県、市町又はこれらに順ずる団体の補助金又は委託費等の実績（過去5年分）（補助金又は委託費等名、事業概要、金額、交付年度を記載すること）

--

5 資金調達内訳表

区 分	金 額 （円）	資金の調達先
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金		静岡県
その他の経費		
合 計		

様式第 2（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

調査結果報告書

1 実施内容（調査の実績）

申請内容と対応させて、調査の実施により、どのような結果が得られたかを図面、図表等も含めて詳細に記載すること。

(1)目標に対する結果（数値等で具体的に記載すること）
(2)実施内容に対する達成状況（%で記載すること）
(3)本事業の有効性

2 今後の展開

得られた実績（結果）に基づき、今後ロボット等を導入するかどうかの結論と、その判断理由等について詳細に記載すること。

(1)結論 (該当する方を○で囲む)	今後ロボット等を 導入する ・ 導入しない
(2)判断理由等	
(3)今後の展開（導入する場合、記入すること）	